相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市大字久栗坂字浜田七七八番地一、最後の住所青森市大字鶴ケ坂字田川一八七番地一三　被相続人　亡　熊谷　得**蔵**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

青森市長島二丁目一九番一二号村上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　助川　圭太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県能代市字豊祥岱一番地四〇七、最後の住所秋田県能代市河戸川字中谷地一番地一三石岡アパートB号　被相続人　亡　石岡　初夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

事務所秋田県秋田市山王六丁目一〇番九号猿田興業ビル六階　面山恭子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　面山　恭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西六九八番地、最後の住所福島県会津若松市橋本二丁目六番八号ねむの木一〇三　被相続人　亡　島影新太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル

相続財産管理人　弁護士　小池　達哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島縣雙葉郡熊町村小入野字日向二九番地、最後の住所不明　被相続人　亡　鎌田　キミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

福島県いわき市中岡町六丁目一二番地の一四

相続財産管理人　司法書士　小野　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市荒牧町六六二番地、最後の住所群馬県前橋市上小出町三丁目五六番地二五　被相続人　亡　小幡　直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

群馬県高崎市栄町二二―二〇アクティブフリークビル一階滝法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　明男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県藤岡市上日野二六九三番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　髙橋　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

群馬県高崎市八千代町一丁目一九番五号

相続財産管理人　弁護士　二階堂　慎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区用賀三丁目五七九番地、最後の住所東京都西東京市中町五丁目一五番四号　被相続人　亡　新井　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東大和市奈良橋六丁目七一八番地一五、最後の住所東京都東大和市奈良橋六丁目七一八番地の一五　被相続人　亡　永岩　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

事務所東京都八王子市明神町四丁目七番一五号落合ビル三階弁護士法人福澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福澤　武文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県沼田市薄根町三三四七番地二、最後の住所東京都八王子市下恩方町三三七二番地サントピア　被相続人　亡　坂上　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

東京都府中市宮西町二―一三―三ＴＮＫ第二ビル三〇二櫻井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　櫻井　一成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市元町一〇八五番地、最後の住所新潟県三条市元町一一番三四号　被相続人　亡　政金　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

事務所新潟県燕市東太田二八六三―二　エステート7一階

相続財産管理人　弁護士　齋藤　貴介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所長野県松本市大字和田一二三五番地　被相続人　亡　韓斗盛こと　韓　斗星

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

長野県松本市丸の内八番三号丸の内ビル

相続財産管理人　弁護士　太田　康朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県茅野市泉野二八一〇番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　佐藤　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

長野県諏訪市湖岸通り五丁目二一番五号

相続財産管理人　弁護士　藤森　誠二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区東草深町六番地六、最後の住所静岡県静岡市葵区東草深町六番九号　被相続人　亡　鍋田　**廣**幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十二月二十日

静岡県静岡市駿河区森下町一番三〇サンコウビル三階Ｂ号室

相続財産管理人　櫻田　和也

第46期決算公告

平成29年12月20日

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号

株式会社カインズリカー

代表取締役　桜井　悟

貸借対照表の要旨

（平成29年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	34,923
	固定資産	3,748
	資産合計	38,672
負債及び純資産の部	流動負債	15,150
	株主資本	23,521
	資本金	20,000
	利益剰余金	3,521
	その他利益剰余金	3,521
	（うち当期純利益）	(2,006)
	負債・純資産合計	38,672